

## あなたの国民年金

パート⑦



ねんきんななちゃん

国民年金に入っていると  
こんな給付が受けられます

## 3つの基礎年金

15年度

## 老齢基礎年金

年金額 797,000円

(40年間保険料を納めた場合)

■加入期間が25年以上ある者が、原則65歳になったときに受け取ることができる。

## 障害基礎年金

年金額 1級 996,300円

2級 797,000円

■国民年金加入中の若いときに、怪我や病気で障害等級に該当する程度の障害が残ったときに受け取ることができる。

## 遺族基礎年金

年金額 1,026,300円

(子が1人いる妻が受ける場合)

■国民年金加入中の若いときに子を残して亡くなったとき、子のある妻または子が受け取ることができる。

保険料を納めるのに  
困ったときは、免除申請を

(月額保険料13,300円)

経済的な理由で、保険料の支払が困難なときは、保険料の免除が受けられる場合があります。

未納のままにせず、国民年金の窓口でご相談ください。



Q

&amp;

A

## 学生でも国民年金に加入するの？

Q

私は学生なので所得がありません。それでも国民年金に加入しなければいけませんか？

A

学生納付督促制度（免除申請）の手続きをしましょう。

国民年金は日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に収入がないため、保険料の納付が困難な場合があります。そこで、手続きをすることによって在学中の保険料納付を猶予し、卒業後に後払いできるようになっています。

**対象** 本人の前年度の所得が68万円以下で、大学や専門学校などの各種学校（日本の学校）に在学の方です。

**手続き** 学生証・年金手帳・印鑑を持参の上、国民年金の窓口で手続きをしてください。  
なお、手続きは年度ごとに必要です。